5　洋上投票の対象の拡大

外洋を航行中の船員について、ファクシミリ装置を用いて投票することができるようにする洋上投票制度について、便宜置籍船等の船員及び実習を行うため航海する学生・生徒も対象とすることとした。（第六一条第七項関係）

6　繰延投票の期日の告示の期限の見直し

天災等で投票を行うことができないとき又は更に投票を行う必要があるときに行う繰延投票の期日の告示について、少なくとも五日前に行うこととされていたものを少なくとも二日前までに行えば足りることとした。（第七一条第一項関係）

7　投票所に入ることができる子供の範囲の拡大

投票所に入ることができる子供の範囲を、「幼児」から「児童、生徒その他の一八歳未満の者」に拡大することとした。（第七二条第二項関係）

8　検討

国は、この法律の施行後三年を目途に、次に掲げる事項について検討を加え、必要な法制上の措置その他の措置を講ずるものとすることとした。（附則第四条関係）

(一)　投票人の投票に係る環境を整備するための次に掲げる事項その他必要な事項

(1)　天災等の場合において迅速かつ安全な国民投票の開票を行うための開票立会人の選任に係る規定の整備

(2)　投票立会人の選任の要件の緩和

(二)　国民投票の公平及び公正を確保するための次に掲げる事項その他必要な事項

(1)　国民投票運動等のための広告放送及びインターネット等を利用する方法による有料広告の制限

(2)　国民投票運動等の資金に係る規制

(3)　国民投票に関するインターネット等の適正な利用の確保を図るための方策

9　施行期日

この法律は、一部の規定を除き、公布の日から起算して三月を経過した日から施行することとした。

◇公共建築物等における木材の利用の促進に関する法律の一部を改正する法律（法律第七七号）

1　題名の改正

題名を「脱炭素社会の実現に資する等のための建築物等における木材の利用の促進に関する法律」に改めることとした。（題名関係）

2　目的規定の改正

目的規定について、本法において木材の利用を促進する主な対象を公共建築物から建築物一般に拡大するとともに、本法の目的に脱炭素社会の実現に資することを追加する等の改正を行うこととした。（第一条関係）

3　基本理念の新設

(一)　木材の利用の促進は、地球温暖化を防止することが人類共通の課題であり、そのための脱炭素社会の実現が我が国の緊要な課題となっていることに鑑み、森林における造林、保育及び伐採、木材の製造、建築物等における木材の利用並びに森林における伐採後の造林という循環が安定的かつ持続的に行われることにより、森林による二酸化炭素の吸収作用の保全及び強化が十分に図られることを旨として行われなければならないものとした。（第三条第一項関係）

(二)　木材の利用の促進は、製造過程における多量の二酸化炭素の排出等による環境への負荷の程度が高い資材又は化石資源に代替して、森林から再生産することが可能である木材を利用することにより、二酸化炭素の排出の抑制その他の環境への負荷の低減が図られることを旨として行われなければならないものとした。（第三条第二項関係）

(三)　木材の利用の促進は、森林の有する国土の保全、水源の涵養その他の多面的機能が持続的に発揮されるとともに、林業及び木材産業の持続的かつ健全な発展を通じて山村その他の地域の経済の活性化に資することを旨として行われなければならないものとした。（第三条第三項関係）

4　林業及び木材産業の事業者の努力

林業及び木材産業の事業者は、３の基本理念にのっとり、建築用木材等の適切かつ安定的な供給に努めるものとした。（第六条第二項関係）

5　木材利用促進の日及び木材利用促進月間の新設

国民の間に木材の利用の促進についての関心と理解を深めるため、木材利用促進の日（一〇月八日）及び木材利用促進月間（一〇月一日から同月三一日まで）を設けるものとした。（第九条関係）

6　基本方針等

基本方針、都道府県方針及び市町村方針の対象を公共建築物から建築物一般に拡大するとともに、基本方針の策定主体を木材利用促進本部に変更することとした。（第一〇条～第一二条関係）

7　木造建築物の設計及び施工に係る先進的な技術の普及の促進等

国及び地方公共団体は、建築物における木材の利用を促進するため、木造建築物の設計及び施工に係る先進的な技術の普及の促進、中高層の木造建築物又は大規模な木造建築物の設計及び施工に関する知識及び技能を有する人材の育成、建築用木材及び木造建築物の安全性に関する情報の提供その他の必要な措置を講ずるよう努めるものとした。（第一三条関係）

8　建築物木材利用促進協定

(一)　国又は地方公共団体及び事業者等（事業者又は事業者団体をいう。以下同じ。）は、建築物における木材の利用の促進に関する構想（以下「建築物木材利用促進構想」という。）及び国又は地方公共団体による建築物木材利用促進構想の達成に資するための情報の提供その他の支援に関する事項を定めた協定（以下「建築物木材利用促進協定」という。）を締結することができるものとした。（第一五条第一項関係）

(二)　国は、その締結した建築物木材利用促進協定に係る建築物木材利用促進構想の達成のための事業者等の取組を促進するため、必要な支援を行うものとした。（第一五条第四項関係）

9　強度等に優れた建築用木材の製造に係る技術の開発及び普及の促進等

国及び地方公共団体は、建築用木材の適切かつ安定的な供給の確保を図るため、強度又は耐火性に優れた建築用木材として農林水産省令で定める建築用木材の製造に係る技術及びその製造に要する費用の低廉化に資する技術の開発及び普及の促進その他の必要な措置を講ずるよう努めるものとした。（第一六条関係）

10　木材利用促進本部の設置

(一)　農林水産省に、特別の機関として、木材利用促進本部を置くものとし、基本方針の策定及び実施の推進に関する事務等をつかさどるものとした。（第二五条関係）

(二)　木材利用促進本部は、木材利用促進本部長（農林水産大臣）及び木材利用促進本部員（総務大臣、文部科学大臣、経済産業大臣、国土交通大臣、環境大臣等）をもって組織するものとした。（第二六条～第二八条関係）

11　表彰

国及び地方公共団体は、木材の利用の促進に関し特に顕著な功績があると認められる者に対し、表彰を行うよう努めるものとした。（第三一条関係）

12　施行期日

この法律は、令和三年一〇月一日から施行することとした。

◇特定Ｂ型肝炎ウイルス感染者給付金等の支給に関する特別措置法の一部を改正する法律（法律第七八号）（厚生労働省）

1　特定Ｂ型肝炎ウイルス感染者給付金の請求期限を延長し、令和九年三月三一日又は訴えの提起若しくは和解若しくは調停の申立てを同日以前にした場合における当該訴えに係る判決が確定した日若しくは当該和解若しくは調停が成立した日から起算して一月を経過する日のいずれか遅い日までとすることとした。（第五条関係）

2　社会保険診療報酬支払基金の長期借入金について、借入れ可能期間を五年間延長することとした。（附則第四条第一項関係）

3　政府は、令和九年三月三一日までの間において、特定Ｂ型肝炎ウイルス感染者給付金等の支給の請求の状況を勘案し、必要があると認めるときは、特定Ｂ型肝炎ウイルス感染者給付金等の支給に要する費用の財源の確保の在り方について検討を加え、その結果に基づいて所要の措置を講ずることとした。（附則第二項関係）

4　この法律は、公布の日から施行することとした。